

## 平成 30 年度横浜市中央職業訓練校訓練業務委託

### 受託候補者選定に係る実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第9条の規定に基づき平成30年度横浜市中央職業訓練校訓練業務委託事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるものほか、必要な事項を定める。

#### (審議事項)

第2条 委員会要綱第9条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

##### (1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル手続き及び公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
- エ その他必要と認めるもの

##### (2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 委託業者の決定

#### (提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項

#### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

#### (評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針及び手法に関する視点
- (2) 業務内容に関する視点
- (3) 実施体制に関する視点

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価点の合計が同点の場合は次の順序でプロポーザルの上位者を決定する。
  - (1) 加重項目の合計得点が上位の者
  - (2) 抽選
- 5 評価結果の総点数が、満点の 10 分の 6 に達しない者は特定しない。
- 6 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	経済局総務課長
副委員長	経済局商業振興課長
委員	経済局市民経済労働部長
	経済局経営・創業支援課長
	経済局雇用労働課長
	経済局雇用労働課担当課長（横浜市中央職業訓練校校長）

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、全委員の 5 分の 4 の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員に報告するものとする。

(提案資格確認結果の通知)

第7条 取扱要綱第 11 条による。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の 17 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第 17 条による。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の 17 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。